

2020年6月15日

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門 使用担当殿

東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所

使用許可及び保安規定の変更手続きについて

核燃料の使用許可及び保安規定の変更手続きが、法令改正と弊社の燃料搬出が重なり、今後の進め方について、ご教授下さい。

1. 法令改正に伴う使用許可の変更届

保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する届出（参考資料1）

- ・ 「10. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を新規項目として全文追加
- ・ 「東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所」として内容は研究炉と共通とする
- ・ 「1章 目的」、「2章 定義」、「3章 適用範囲」で3章に41条該当と41条非該当の対象箇所を示す。

41条該当・・・4章から8章

41条非該当・・・9章

研究炉（NCA、TTR）も同じ内容で設置許可の変更の届出をする予定で進めており、内容は調整中です。

2. 使用変更許可申請

41条該当施設（N28-2）に保管している使用予定のない核燃料物質を海外に払出す計画が有り、延べ取扱量の変更をします。この機会に、実験終了に伴う取扱方法、取扱数量の見直しも行います。

燃料払出の具体的な手続きを進めるために使用変更の許可が必要であるため、「1. の変更届」と同時に申請を希望します。

3. 保安規定

- 燃料を払出すためには「2. の使用変更許可申請」の許可と一緒に、保安規定に核燃料物質の事業所外搬出ができるように運搬を追加しなければならない。（第31条の3（運搬）に事業所内に加えて事業所外を追加する。）
- 燃料払出の具体的な手続きを進めるために保安規定変更の認可が必要であるため、「2. の使用許可変更申請」と同時に申請を希望します。
- 「1. の品質管理を取り込む届出」に係る保安規定の改定は9月認可の予定で準備を進めております。

4. スケジュール

手続き	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①法改正に伴う変更（品質管理）							
使用許可変更届	■						
保安規定改定			■	■			
②燃料搬出に係る変更							
使用変更許可申請	■			■			
保安規定改定	■	■					
③燃料搬出					■	■	■

届出・申請 ■

認可・許可 ■

東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所
の核燃料物質使用施設に係る
改正法附則第 5 条第 8 項に基づく届出書

別紙 (品質管理規則を基に作成)

10. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所は、次の品質管理体制の計画に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。

【品質管理体制の計画】

1. 目的

.....

2. 定義

.....

3. 適用範囲

4 章から 8 章の規定：令第41条該当

9 章の規定は：使用施設等（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）

4. 品質マネジメントシステム

.....

5. 所長の責任

.....

6. 資源の管理

.....

7. 個別業務の計画及び実施

.....

8. 評価及び改善

.....

9. 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制

(1) 研究所は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じる。

一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。

二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

(2) 研究所は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。